

目黒区手話言語条例（仮称）骨子案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの概要

目黒区手話言語条例（仮称）の制定に向けて、令和6年10月15日から同年11月14日まで目黒区手話言語条例（仮称）骨子案に対するご意見を募集しました。これは、平成21年2月25日制定の「目黒区パブリックコメント手続要綱」に基づくパブリックコメントとして実施したものです。

お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。

なお、長文にわたるものや重複、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

2 意見募集期間

令和6年10月15日（火）から同年11月14日（木）まで

3 周知方法

(1) 掲載場所

めぐろ区報（10月15日号）、目黒区公式ウェブサイト、YouTube（手話動画配信）

(2) 配布・閲覧場所

目黒区総合庁舎2階障害者支援課、各区立図書館、各地区サービス事務所（東部地区除く）、各住区センターにて周知用チラシを配架、骨子案の閲覧を実施

4 意見提出者数

区分		書面	電子	FAX	手話動画・対面	計
個人	提出者数	0	24	0	0	24
	(意見数)	(0)	(51)	(0)	(0)	(51)
団体	提出者数	0	1	0	0	1
	(意見数)	(0)	(4)	(0)	(0)	(4)
議会	提出者数	1	1	0	0	2
	(意見数)	(8)	(8)	(0)	(0)	(16)
合計	提出者数	1	26	0	0	27
	(意見数)	(8)	(63)	(0)	(0)	(71)

5 対応区分件数

番 号	内 容	件 数
1	意見の趣旨を踏まえて、条例骨子に反映します。	1
2	意見の趣旨は条例骨子案に取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	20
3	意見の趣旨は条例骨子には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	23
4	意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	5
5	意見の趣旨に沿うことは困難です。	8
6	意見の趣旨を関係機関・団体に伝達します。	0
7	その他	14
合 計		71

6 パブリックコメントで寄せられた意見と検討結果

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	所管
条例制定の背景・趣旨について						
01	個人	電子	「掉尾（ちょうび）を飾る」という表現もあり、本条例の骨子案は他自治体の条例で取り入れられなかった項目も補完され、完成度の高い内容に仕上がっていると感じた。「口形・口型」の導入について、「手話は、手、指、 <u>口形・口型</u> 、顔の～」の下線のように他の自治体ではまだ取り入れられていないこの要素を盛り込む案を検討してほしい。	2	条例骨子案の背景・趣旨において、「手話は、手、指、顔の表情及び体の動き等により」として表記されており、包含されているものと考えております。	障害者支援課
02	個人	電子	目黒区でもいよいよ手話言語条例が制定されるという事は、本当にうれしい限りである。手話は言語であるということを広く区民に周知し、手話を第一言語とする方々や、手話を必要とする方々が安心して生活できるための条例をぜひ成立させてほしい。 条例制定の背景・趣旨について、丸の2つ目では、条例の文言は、一般区民がよく理解できるように具体的に示すことが大切である。ろう者にとっての手話は、母語であり第一言語である。その第一言語の使用を奪われたろう者がどれほどの困難を抱えてきたか、区民に理解してもらうため、単に「手話」と表記するだけではなく、下線のように追記及び一部修正を提案する。「 <u>ろう者にとって母語であり第一言語である手話は過去に使用が制約されてきた歴史がある。その手話を獲得できなかったこと～</u> 」	3	ご指摘の趣旨を踏まえ、今後の施策の取り組みに努めてまいります。	障害者支援課
03	議会	書面	条例制定の背景・趣旨について、最初の丸の「手話は、手、指、顔の表情及び動きなどにより、視覚的に表現する独自の文法を有する言語であり～」とあるが、盲ろう者の方は触手話や弱視手話・接近手話をコミュニケーション手段としている。そのため、視覚的にと限定せずに、これらの方々にも配慮をした表現に変更してはいかがか。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、「手話は、手、指、顔の表情及び体の動き等を用いた <u>視覚的な表現等</u> による独自の文法を有する言語であり～」に変更いたします。	障害者支援課
1 目的						

04	個人	電子	目的について、3行目の「区民及び事業者の役割」を「区民の役割及び事業者の責務」としてほしい。	5	条例骨子案 1の目的において、「全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与すること」をお示ししており、「区民」及び「事業者」には、「基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること」としております。「区」が責務として施策を推進していくことは当然ですが、「区民」及び「事業者」につきましては、努める立場であることから、役割と表記しております。	障害者支援課	
2 定義							
05	個人	電子	定義について、ろう者の「手話を言語として」を「日本手話を第一言語として」に訂正願いたい。手話言語条例にて手話を独自の言語体系をもつ言語と位置づけるならば、ろう者が用いる日本手話の事である。	5	様々な手話がある中、ご意見に沿うことは困難でございますが、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	障害者支援課	
3 基本理念							
06	個人	電子	基本理念について、手話言語への理解の促進のみならず、手話の普及や使用環境の整備の明記も必要と考える。よって、2行目に下線部分の追記を提案する。 「手話が言語であることの理解の促進、および、 <u>手話の普及ならびに手話が使用しやすい環境の構築に当たっては、手話が独自の言語体系を有し</u> 」	3	ご指摘の趣旨を踏まえ、今後の施策の取り組みに努めてまいります。	障害者支援課	
4 区の責務							
07	議会	電子	骨子案の内容の具体的な取り組みについて、区が積極的にろう者の職員を雇用し、区内からも条例の充実を図るよう「区の責務」の中に盛り込むこと。また、職員を対象とした研修の充実と、手話検定などの技能検定のための補助を行うこと。	3	区職員の雇用については、ろう者の職員だけでなく、区の責務として障害者雇用に取り組んでまいります。なお、区職員を対象とした研修等については、条例骨子案の趣旨を踏まえ、引き続き取り組んでまいります。	人事課 障害者支援課	

08	議会	書面	区の責務について、「区は、手話を必要とする者と協力し～」とあるが、必要とする方だけを対象とするのではなく、全ての区民を対象として基本理念に基づき、必要な施策を総合的、計画的に推進すべきであるため、「手話を必要とする者と協力し」の部分は削除すべき。	3	ご指摘いただいた事項については、ご意見として、参考とさせていただきます。 基本理念に基づき必要な施策を総合的、計画的に推進するためには、当事者との協力関係が不可欠であると考えております。	障害者支援課
5 区民の役割						
09	個人	電子	「責務」の表記の統一について、区民の役割と記載されているが、条例が区、区民、事業者の三位一体で機能するバランスを重視するために、他自治体のように「区」「区民」「事業者」すべてに「責務」という表現で統一されるほうが望ましいのではないかと。	5	条例骨子案 1の目的においては、「全ての人相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与すること」を示しており、「区民」及び「事業者」には、「基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること」としてしております。「区」が責務として施策を推進していくことは当然ですが、「区民」及び「事業者」につきましては、努める立場であることから、役割と表記しております。	障害者支援課
10	個人	電子	区民の役割において、「努める」「図る」の無く、実行していくべきであると希望する。	5	条例骨子案 1の目的においては、「全ての人相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与すること」を示していることから、「区民の役割」として、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めていく必要があるため、「努める」と表記しております。	障害者支援課
11	個人	電子	区民の役割について、一般区民がどのようにその役割を担っていけば良いか理解できるよう下線部分の追記を提案する。 「区民は、基本理念に対する理解を深め、手話を必要とするものが暮らしやすい地域社会の実現に向け、区が推進する～」	5	条例骨子案 1の目的においては、「全ての人相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与すること」ことを目的として定めていることから、「区民の役割」として、「基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること」と表記しております。	障害者支援課

6 事業者の役割						
12	個人	電子	「責務」の表記の統一について、事業者の役割と記載されているが、条例が区、区民、事業者の三位一体で機能するバランスを重視するために、他自治体のように「区」「区民」「事業者」すべてに「責務」という表現を統一されるほうが望ましいのではないか。	5	条例骨子案 1の目的においては、「全ての人相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与すること」を示しており、「事業者」には、「基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること」としてあります。「区」が責務として施策を推進していくことは当然ですが、「事業者」につきましては、努める立場であることから、「役割」と表記してあります。	障害者支援課
13	個人	電子	事業者の役割において「努める」「図る」ののではなく、実行していくべきであると希望する。	5	条例骨子案 1の目的においては、「全ての人相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与すること」を示していることから、「事業者の役割」として、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めていく必要があるため、「努める」と表記してあります。	障害者支援課
14	個人	電子	事業者の役割について、障害者差別解消法では、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供が定められ、合理的配慮の提供については2021年の法改正を受け、2024年4月1日から事業者に対する努力義務が義務へと変更となった。よって、事業者の役割ではなく事業者の責務としてほしい。その責務をより具体的に示すため、下線部分の追記を提案する。 「事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話を必要とするものが利用しやすいサービスを提供するとともに区が推進する施策に協力するよう努めること。また、手話の使用について必要かつ合理的な配慮を提供し、手話を必要とするものが働きやすい環境を整備すること。」	3	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正に伴い令和6年4月1日からは、事業者に対して、障害のある方への不当な差別的取扱い禁止と合理的配慮の提供が、努力義務から義務化されました。法律上の効力は、手話言語条例制定の有無に関わらず、生じるものでございますので、ご指摘の文言修正は行いませんが、当該法律の趣旨に沿った施策の推進に努めてまいります。	障害者支援課
7 施策の推進						
15	個人	電子	手話を習得していない者（中途失聴・難聴者を含む）の学習機会の確保について明記してほしい。	3	ご意見の趣旨を踏まえ、具体的な施策につきましては、事業実施の中で検討してまいります。	障害者支援課

16	個人	電子	<p>小学校で視覚障害者体験や車椅子体験はあったが、聴覚障害について学ぶ機会はなかった。聴覚障害は、見た目では障害の有無はわからず、聞こえないという状態を想像することは困難である。手話言語条例が制定されることで、聴覚障害者だけでなく、手話が身近なものになることを期待する。</p> <p>幼少期から聴覚障害や手話を知り、学ぶ機会が多くあれば、何かの折に少しでも役に立てるのではないか。</p>	3	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、具体的な施策につきましては、事業実施の中で検討してまいります。なお、各学校では、総合的な学習の時間等の中で、障害者理解や共生社会の実現に向けて、だれもが安心して生活するために必要なことについて調べたり、体験をしたりする学習をしています。その中で、学校の実態や児童・生徒の課題設定によって、聴覚障害や手話を扱っており、社会福祉協議会から派遣された講師から学ぶ機会を設定したり、同協議会の社会福祉体験ガイドブック「ともに生きる笑顔のまち～私たちにできること～」を活用したりしています。また、目黒区が採択している小学校第5学年国語科や小学校第6学年道徳科の教科用図書には、手話について扱った箇所があります。引き続き、学校教育全体で共生社会の実現を目指してまいります。</p>	教育指導課 障害者支援課
17	個人	電子	<p>手話言語条例制定の運びとなり、嬉しく思う。すでに同様の条例が制定され、大きな変化があった地域がある一方、何も変わらない地域もあると聞く。よってこの条例が制定されても、これまでと何一つ変わらないというのでは全く意味がない。区全体で手話言語やろう者に対する理解が進むことを願い、少しでも早く目的を実現できるように協力していきたいと思う。</p> <p>手話が言語であることに対する理解や普及には、第一に手話・ろう者・ろう文化を知ることであると思う。特に「ろう文化」は言葉さえ聞いたことがない人が多いと思う。周知啓発活動（ポスターやリーフレットの作成・配布、イベント等）で、手話やろう文化に触れ実感することや情報発信時に手話（通訳）をつけることで、ろう者に対する情報保障の他に、手話を目にする機会が増え意識が高まってくるのではと思う。</p>	2	<p>条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、ご指摘の趣旨を踏まえ、具体的な施策を推進してまいります。</p>	障害者支援課

18	個人	電子	学校教育に手話を取り入れている地域があり、小中学校で手話やろう者・ろう文化に関する勉強や交流等の取り組みができればよいのではないかと。ろう児、特に地域の学校に通学するろう児やその親に対しての支援は何かあるか。	3	ろう児が在籍している学校では、保護者や本人との面談を行い、学習上又は生活上で起こりうる困難さを把握するとともに、学習活動や教室等での具体的な支援策や合理的配慮の提供について合意形成を図っているところです。本人が学習面・生活面の両面で安心して学校生活を過ごすことができるよう、引き続き、教室や学習環境の整備を行うとともに、周囲の児童・生徒や教職員等に対して理解啓発を図ってまいります。	教育支援課
19	個人	電子	庁内には障害者支援課以外にも手話通訳者の配置が必要ではないか。人材育成・確保も必要である。	3	庁舎内には、障害者支援課に手話通訳者を配置していますが、必要に応じて、庁舎内の他の所管に同行する等の対応を行っているところです。引き続き、手話通訳が必要な方への対応に努めてまいります。	障害者支援課
20	個人	電子	手話言語条例を是非制定してほしいと考える。「施策の推進（１）」にある情報の取得及び利用並びに意思疎通について改善が進むと良いと思う。聞こえる人は意識せずとも耳から入ってくる情報に非常に助けられて暮らしている。耳が聞こえない人はそれが無く、不安を感じながら生活しているはずであり、施策の推進によりその不安が少しでも軽減してほしいと思う。	2	条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、ご指摘の趣旨を踏まえ、具体的な施策を推進してまいります。	障害者支援課
21	個人	電子	手話教育が教育現場でより推進されたり、聴覚障害者が企画・参加する行事が区内で増えたりすることで、手話を使う人や機会が増え、聞こえない人の暮らしへの区民の周知が進んでほしい。	3	ご意見の趣旨を踏まえ、具体的な施策において、努力してまいります。なお、手話に係る教育活動については、各学校の実態やカリキュラムに応じて実施しているところです。小学校４年生には目黒区社会福祉協議会作成の福祉体験学習ガイドブック「ともに生きる笑顔のまち」を、中学校１年生には教育委員会作成の障害に関する理解啓発副読本「Be Together」を配布し、授業等で活用しながら理解啓発を進めております。こうした周知に引き続き取り組んでまいります。	教育支援課 障害者支援課

22	個人	電子	<p>目黒区手話言語条例の制定を願い、支援している。</p> <p>令和4年9月1日に都で当該条例が施行され、現在23区のほとんどで同様の条例が制定されている。目黒区もできるだけ早く制定されることを希望する。</p> <p>これからの社会、手話が言語であるという認識のもと地域共生社会の実現を目指すための条例が必要である。</p> <p>これまで講座でろう文化を学んだり、実際に様々な話を伺ってなければ、あまり知る機会がなかった。</p> <p>今まで大切な言語である手話を抑制されてきた方々の思いを受け取って引き継いで、これが当然の権利であり、手話が言語であることをみんなが普通に知っているような未来をつくりたい。知らない、ということは、マイナスである。</p> <p>人それぞれ考え方は違うが、根本的なことをより多くの人を知ること、共生社会を実現させるための第一歩になると思う。そのために、手話言語条例の制定だけでなく、区から区民への様々な情報提供を増やしてほしい。</p>	2	<p>条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、ご指摘の趣旨を踏まえ、具体的な施策を推進してまいります。</p>	障害者支援課
23	個人	電子	<p>区は、施策の推進において、「努める」「図る」のでは無く、実行していくべきであると希望する。</p>	3	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p> <p>なお、条例骨子案7の「施策の推進」にあたりましては、財源をはじめ、様々な状況の中で対応する必要があるため、事業実施の中で当事者団体等の意見も伺いながら、施策の推進に努めてまいります。</p>	障害者支援課
24	個人	電子	<p>施策の推進について、区は、普及のためのパンフレット等の作成、配布を行うか。</p> <p>その場合、リーフレットでは、情報を十分掲載できないので他自治体のような詳しくかつ分かりやすいパンフレットを作成し、ホームページへの掲載のみならず小中学校やろう者が利用するあらゆる公共施設へ配付してほしい。</p> <p>他自治体では、商業施設、事業者用チラシと医療機関用チラシの2種類を作成しそれぞれに配付している。その現場において必要な対応が分かりやすくまとめられている。</p>	2	<p>条例制定後の周知や啓発、手話の理解促進等については、パンフレット等を作成し、配布することを検討しておりますが、今後、具体的な取り組みを進めてまいります。</p>	障害者支援課

			手話言語の普及と手話を必要とする方々への理解の促進のため、ぜひ、目黒区でも各機関専用のチラシを作成し、配付願いたい。			
25	個人	電子	施策の推進について、区は、普及啓発のための講演会やイベントを障害者記念週間などに開催する計画はあるか。手話の理解と普及のため区民、事業者及び区の職員が手話を学習する機会を確保してほしい。	3	条例制定後の普及啓発については、講演会の開催やイベントの実施等を想定しておりますが、具体的な取り組みにつきましては、今後、検討してまいります。	障害者支援課
26	個人	電子	区内の幼稚園や保育園、小中学校にて、手話及び手話を必要とする人について学ぶ時間を作ってほしい。	3	保育園では、身近な素材を通じ手話に触れ、経験することを各園啓発していきたいと考えております。 小中学校等では、手話に係る教育活動について、各学校の実態やカリキュラムに応じて実施しているところです。 小学校4年生には目黒区社会福祉協議会作成の福祉体験学習ガイドブック「ともに生きる笑顔のまち」を、中学校1年生には教育委員会作成の障害に関する理解啓発副読本「Be Together」を配布し、授業等で活用しながら手話に係る内容についても理解啓発を進めております。こうした周知・理解に引き続き取り組んでまいります。	保育課 教育支援課
27	個人	電子	図書館において手話に関する資料を充実させてほしい。また、聞こえない子向けに手話での読み聞かせの会を開いてほしい。	4	手話に関する資料につきましては、目黒区立図書館基本方針に基づき収集・充実に努めてまいります。 また、手話での読み聞かせ会の実施につきましては、関係所管・関係機関と連携のうえ調査研究してまいります。	八雲中央図書館
28	個人	電子	公共施設、救急隊員、福祉施設、医療機関、交通機関への手話の普及とろう者理解を進め、職員研修の実施や、手話ができる職員の配置等の手話による情報が得やすい環境作りをしてほしい。	3	具体的な施策につきましては、ご指摘の趣旨を踏まえ、関係機関等へ周知、啓発に努めてまいります。	障害者支援課
29	個人	電子	他自治体では、手話言語条例に基づき、公民連携で乳幼児期の言語としての手話の獲得などに取り組んでいる。目黒区でもろう児とその家族に対して、手話を習得することができるよう具体的な施策を講じてほしい。	3	具体的な施策につきましては、ご指摘の趣旨を踏まえ、関係機関等へ周知、啓発に努めてまいります。	障害者支援課

30	個人	電子	現在、目黒区には聴覚に障害のある子どもが生まれたときに相談できる窓口はあるか。ろう児の関係者だけでなく、健常の親子も一緒に手話を楽しみながら学べる親子参加型の手話イベントを開催してほしい。共生社会の実現に寄与するものと考える。	3	区では、障害者支援課を中心として、様々な障害のある方に対する相談支援や情報提供を行っております。ご指摘の手話イベントにつきましては、事業実施等の中で趣旨を踏まえ、努力してまいります。	障害者支援課
31	議会	電子	区有施設については、バリアフリーの再点検を行い、より良くすること。また、「筆談ボードあります」や「スロープあります」「点字メニューあります」など、来訪者がわかるように掲示等を行い、多様なコミュニケーションを提供するとともに、住民がこのような取り組みを進めていることを知ることができるようにすること。	7	ご指摘いただきました事項については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」及び関係法令に基づき、対応してまいります。	障害者支援課
32	議会	電子	普及啓発については、理解促進の観点と併せ、区民が手話言語に触れられる、学べる機会の創設をすること。特に、子どもの時から手話言語を身近に感じられるよう、区内の小、中学校において、手話体験教室を行うこと。	3	ご意見の趣旨を踏まえ、具体的な施策において、努力してまいります。 なお、各学校では、総合的な学習の時間等の中で、障害者理解や共生社会の実現に向けて、だれもが安心して生活できるために必要なことについて調べたり、体験をしたりする学習をしています。その中で、学校の実態や児童・生徒の課題設定によって、聴覚障害や手話を扱っており、社会福祉協議会から派遣された講師から学ぶ機会を設定したり、同協議会の社会福祉体験ガイドブック「ともに生きる笑顔のまち～私たちにできること～」を活用したりしています。また、目黒区が採択している小学校第5学年国語科や小学校第6学年道徳科の教科用図書には、手話について扱った箇所があります。より多くの児童・生徒が手話言語を身近に感じられるよう、手話に関するイベント等や資料提供に関する情報があつた際は、各学校・園に周知してまいります。	教育指導課 障害者支援課

33	個人	電子	目黒区でも手話言語条例ができることを嬉しく思う。条例が制定されるということは、予算もつくと理解している。 公共の場所や病院、避難所など、日本にいる海外の方への対応はあるのに（英語表記等）、聞こえない日本人に対しての対応がない状況にずっと違和感があった。 予算がつけば、聴覚障害者が聞こえる人と同等の情報を得ることができるような目黒区にしてほしい。	3	条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、具体的な施策につきましては、条例の趣旨を踏まえ、努力してまいります。	障害者支援課
34	個人	電子	きこえない人、きこえる人に関わらず、手話での教育、手話の教育を受ける権利を認めてほしい。幼稚園や小学校から手話を知る機会があれば良いのではないか。	3	手話を必要とする方の権利については、条例骨子案 3 基本理念にお示ししており、ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策につきましては、条例の趣旨を踏まえ検討してまいります。 なお、各学校・園では、障害者理解や共生社会の実現に向けた教育活動を、実態に応じた取り組みを行っているところです。目黒区が採択している小学校第5学年国語科や小学校第6学年道徳科の教科用図書には、手話について扱われた箇所があります。手話に関するイベント等や資料提供に関する情報があつた際は、各学校・園に周知してまいります。	教育指導課 障害者支援課
35	団体	電子	目黒区が手話を言語として認識し、手話を必要とする人々が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするための条例を制定することに賛成する。この条例は、手話を必要とする人々の権利を尊重し、手話の普及と理解を促進するために重要な一歩である。また、日本語対应手話や触手話をはじめ、多様化している手話に配慮し、その普及と理解を促進するための包括的な施策を導入してほしい。例えば、日本語対应手話は、難聴者や中途失聴者にとって重要なコミュニケーション手段であり、これを推進することで、より多くの人々が情報にアクセスしやすくなる。多様化する手話について、どの手話を使うかは、その人自身の権利である。 日本語対应手話や触手話の普及と理解の促進について、日本語対应手話や触手話を持つ独自の特性と、その重要性を広めるための教育プログラムや	3	ご意見の趣旨を踏まえ、具体的な施策において、努力してまいります。 なお、各学校では、総合的な学習の時間等の中で、障害者理解や共生社会の実現に向けて、だれもが安心して生活するために必要なことについて調べたり、体験をしたりする学習をしています。その中で、学校の実態や児童・生徒の課題設定によって、聴覚障害や手話を扱っており、社会福祉協議会から派遣された講師から学ぶ機会を設定したり、同協議会の社会福祉体験ガイドブック「ともに生きる笑顔のまち～私たちにできること～」を活用したりしています。また、目黒区が採択している小学校第5学年国語科や小学校第6学年道徳科の教科用図書には、手話について扱った箇所があります。そのため、日本語対应手話や触手話の普及啓発につきましては、イベント等や資料提供に関する情	教育指導課 障害者支援課

			啓発活動も強化してほしい。特に、学校や地域コミュニティでの教育を推進することが重要である。		報があった際に、各学校に周知してまいります。	
36	団体	電子	手話通訳者の確保と養成について、日本語対応手話や触手話にも精通した手話通訳者の確保、養成、及び資質向上のための施策もさらに充実させてほしい。通訳者が不足している現状を改善し、手話を必要とする人々が円滑にコミュニケーションを取れる環境を整えてほしい。	2	区では手話通訳養成講座を開催しており、条例骨子案にもお示ししているとおり、引き続き、手話通訳者の確保、養成及び資質向上に取り組んでまいります。	障害者支援課
37	個人	電子	手話言語条例が制定されたら、中途失聴者や難聴者を対象とした手話講習会を目黒区で開催してほしい。他自治体では、手話言語条例がありながら情報アクセス条例がない地域でも、中途失聴者や難聴者を対象とした手話講習会が開催されている。目黒区の手話通訳者の多くは、難聴者と接する機会が少ない現状があり、難聴者が使用する手話が通じないことが懸念される。手話講習会を通じて、中途失聴者や難聴者がより円滑にコミュニケーションを図り、社会参加の機会を増やせるよう支援を願う。	3	ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策につきましては、当事者団体や関係団体等と意見交換しながら、条例の趣旨を踏まえ、努力してまいります。	障害者支援課
38	議会	書面	学校における手話の普及、手話が言語であることへの理解の促進についての記述がないため、追加すべき。	3	手話に係る教育活動については、各学校の実態やカリキュラムに応じて実施しているところです。 小学校4年生には目黒区社会福祉協議会作成の福祉体験学習ガイドブック「ともに生きる笑顔のまち」を、中学校1年生には教育委員会作成の障害に関する理解啓発副読本「Be Together」を配布し、授業等で活用しながら手話に係る内容についても理解啓発を進めております。引き続き理解促進に取り組んでまいります。	教育支援課
39	議会	書面	施策の推進について、ろう者が、自立した日常生活を営み、主体的に社会参加できる環境の整備に関する施策を追加すべきである。	2	条例骨子案 1の目的に示しているとおおり、当該趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。	障害者支援課
40	議会	書面	施策の推進について、手話を学ぶ機会の確保に関する施策を追加すべきである。	2	条例骨子案 7の施策の推進に示しているとおおり、当該趣旨を踏まえ、手話を学ぶ機会の確保に向け、施策を推進してまいります。	障害者支援課

41	議会	書面	施策の推進について、9月23日の手話言語国際デーに世界各地で一斉に行われるブルーライト点灯を目黒でも点灯する施策を追加すべきである。	4	令和6年の取り組みとして、手話言語国際デーについて、区公式ウェブサイトや総合庁舎1階の区政情報モニター及びSNSを通じた周知を行いました。 今後の具体的な施策につきましては、条例の趣旨を踏まえ検討してまいります。	障害施策推進課
42	議会	書面	施策の推進について、東京2025デフリンピック開催を契機とした手話が言語であることを啓発する施策を追加すべきである。	4	令和6年の取り組みとして、手話言語国際デーについて、区公式ウェブサイトや総合庁舎1階の区政情報モニター及びSNSを通じた周知を行いました。 今後の具体的な施策につきましては、条例の趣旨を踏まえ検討してまいります。	障害施策推進課
8 災害時における措置						
43	個人	電子	東日本大震災において聴覚障害者の命が危険にさらされた事実を踏まえると、災害時の対応は非常に重要な項目である。8災害時における措置「円滑に意思疎通を図ることができるよう、区の関係機関や聴覚障害者団体等と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする」の下線部を挿入することで、過去に聴覚障害者が取り残された事例に対する警鐘の効果が期待できるのではないか。	2	災害時に障害の有無に関わらず全ての区民の皆様が安全に避難できるよう、ご意見の趣旨を踏まえ、平時から関係機関と密に連携し、適切な情報発信など必要な措置に努めてまいります。 また、災害時に避難行動が難しい障害のある方や高齢者などについて、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の避難支援、安否確認に役立ててまいります。	防災課 健康福祉計画課
44	個人	電子	他自治体では、全ての避難所において筆談ボードを備蓄している。また、各避難所に配備しているタブレット端末にて手話通訳者とのテレビ電話が可能となっており、コミュニケーションが図れる体制を365日（8時から21時まで）整えていると聞く。 目黒区の体制はどのようなになっているか。	4	本区では、地域避難所に聴覚障害者と意思疎通するための支援ツールであるコミュニケーションボードや、筆談にも使用できるスケッチブックを配備しており、災害時に円滑なコミュニケーションがとれるよう備えています。 現時点ではタブレットを各避難所に配備する計画はありませんが、いただきましたご意見を踏まえ、今後の調査・研究課題とさせていただきます。	防災課

45	議会	電子	目黒区での発災時については、障がい者の方々への情報提供の手段の充実を図ること。また、障がい者の方々が、避難した際においても、福祉避難所、地域避難所にかかわらず、対応できる設備を整えること。	7	発災時の情報提供は非常に重要であることから、本区では、区公式ウェブサイトやSNS、防災行政無線での情報発信に加えて、スマートフォンをお持ちでない方を対象として電話・FAXを用いた災害情報配信サービスを実施するなど複数の手段を用意しております。また、地域避難所には聴覚障害者と意思疎通するための支援ツールであるコミュニケーションボードや、筆談にも使用できるスケッチブックを配備しており、災害時に円滑なコミュニケーションがとれるよう備えています。福祉避難所、補完避難所など避難の場所に関わらず、必要な情報を提供できるよう、引き続き、情報発信の体制強化に努めてまいります。	防災課
46	団体	電子	災害時における日本語対応手話や触手話を必要とする人々への情報提供と支援体制も強化してほしい。災害時には、迅速かつ的確な情報提供が不可欠である。	2	区では、障害の有無に関わらず、区民の皆様に迅速かつ適切な情報提供がなされるよう、引き続き、情報発信の体制強化に努めてまいります。	防災課 障害者支援課
その他						
47	個人	電子	分かりやすく、工夫されている。手話の普及を願う。	2	ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定に向けた取り組みを一層進めてまいります。	障害者支援課
48	個人	電子	東京23区の中で最後までこの条例の制定が遅れたことは、とても遺憾に思う。少しでも現状に即した良い条例にしてほしいと思う。条例が制定されて終わりではなく、ここからがスタートであり、条例を元にして具体的な支援や環境づくりが進み、真の差別なき世の中が実現されますようこれからも「住みやすい目黒」を目指してほしい。	2	条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、条例の趣旨を踏まえ、具体的な施策の推進に取り組んでまいります。	障害者支援課
49	個人	電子	目黒区手話言語条例をぜひ実現させて欲しい。目黒区手話通訳養成講座、サークル活動の参加を通じ、ろう者の方々の情報格差や生活をしていく上での不便さの存在をひしひしと感じている。そして勉強をすすめていく中で、ろう者の言語である日本手話は、どうしても残していかなければならないと痛感した。	2	条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、条例の趣旨を踏まえ、具体的な施策の推進に取り組んでまいります。	障害者支援課

50	個人	電子	条例制定に向け、必ず当事者の皆様のご意見や考え方を聞く機会を持ち、そのことを尊重して進めてほしい。	7	区では条例制定に向けて、当事者団体の代表等を委員とする目黒区手話言語条例検討委員会を設置し、当事者の意見や考え方を何うとともに、その他の関係者や、目黒区障害者差別解消地域支援協議会等の委員から意見聴取を行い、条例骨子案の検討を進めてまいりました。	障害者支援課
51	個人	電子	骨子案の内容に賛同する。 「つまり現状はそうではないんだ。」と驚きながら読んだ。区民として、これからを考え、行動したいと思う。	2	ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定に向けた取り組みを一層進めてまいります。	障害者支援課
52	個人	電子	パブリックコメントの結果公表については、手話動画でも行ってほしい。	7	条例骨子案に係るパブリックコメント募集時同様に、実施結果についても手話動画の配信等による周知を実施いたします。	障害者支援課
53	個人	電子	条例制定後も継続的な実効性の検証が必要と考えるが、条例の見直しの時期はいつ頃になるか。条例を評価するための協議会は設置するか。	7	条例骨子案 1 の目的でお示ししているとおり、手話は言語であるとの認識の下、基本理念や区の責務、施策の推進等を定め、障害の有無によって分け隔てられることなく、全ての区民が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会を目指すといった理念条例となっております。理念条例は、普遍的、かつ、包括的な内容としていることから、現時点で条例制定後の見直しや評価のための協議会を設置する予定はございません。 なお、区では、各施策における事業等の取り組みにつきましては、当事者団体等の意見交換する機会を設けていることから、こうした機会を捉えまして、適宜・適切にご意見を伺ってまいります。	障害者支援課
54	個人	電子	他自治体では、手話言語条例制定前に聴覚障害者や手話に関する区民アンケートを実施し、制定後に改めて同じアンケートを実施して施策の実効性を検証したと聞く。目黒区でもアンケートの実施予定はあるか。	7	条例骨子案 4 区の責務でお示ししているとおり、手話を必要とする者と協力し、基本理念に基づき、必要な施策を総合的かつ計画的に推進することとしております。次期目黒区障害者計画策定にあたって実施する基礎調査にて、関連の設問を盛り込むよう検討してまいります。	障害施策推進課

55	個人	電子	やっと条例が成立の見込みとなった。 一般区民の皆様の理解と言うより、対応に手をこまねいている方も多くいると思う。この条例が後押しとなり、相談機関、教育現場、高齢者対策など充実する事を期待している。	3	条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、ご意見の趣旨を踏まえ、具体的な施策の推進に努めてまいります。	障害者支援課
56	議会	電子	目黒区は条例を制定するにあたり、「目黒区手話言語条例検討委員会」を設置し、関係団体や当事者などからも意見を聞いている。今後も条例の発展と施策の充実をさせるため、条例の中に推進協議会の設置を盛り込むこと。	5	区では、障害者の支援体制の整備を図るため、目黒区障害者自立支援協議会を設置しております。条例には盛り込みませんが、施策の推進にあたっては、必要に応じ、当該協議会等により検討を進めてまいります。	障害施策推進課
57	議会	電子	手話を言語として認めるとともに、障害のある人のコミュニケーションを保障、促進することが求められる。当事者が、手話や要約筆記、点字、音訳など、話し合いの手段の選択を保障する内容を盛り込むこと。また、手話など、それぞれの支援者の育成を位置づけること。	7	ご指摘の事項につきましては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び関係法令に基づき、対応してまいります。	障害者支援課
58	議会	電子	骨子案の内容の具体的な取り組みについて、区内の事業者が点字メニューの作成や、コミュニケーションボードを準備するなど、合理的配慮を提供するにあたっての助成制度を創設すること。	7	ご指摘の事項につきましては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び関係法令に基づき、対応してまいります。	障害者支援課
59	議会	電子	骨子案の内容の具体的な取り組みについて、差別に対する相談事業を実施し、日常で当事者が嫌な思いをしたことまでしっかりと吸い上げ、区の対応や施策に活かすこと。	7	ご指摘の事項につきましては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び関係法令に基づき、対応してまいります。 なお、区では、目黒区障害者差別解消地域支援協議会を設置しており、引き続き、差別の解消に資する効果的な取り組みを進めてまいります。	障害者支援課
60	個人	電子	目黒区が手話の理解を進めることに賛同する。 「手話は言語」という考え方のもと、聞こえない方、聞こえにくい方と共に暮らしやすい目黒区になることを希望する。	2	条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、条例の趣旨を踏まえ、具体的な施策の推進に取り組んでまいります。	障害者支援課
61	個人	電子	条例策定にあたり、当事者及び当事者団体の意見ニーズを尊重し、現状にマッチした内容となることを願う。	7	区では条例制定に向けて、当事者団体の代表等を委員とする目黒区手話言語条例検討委員会を設置し、当事者の意見や考え方を伺うとともに、その他の関係者や、目黒区障害者差別解消地域支援協議会等の委員から意見聴取を行い、条例骨子案の検討を進めてまいりました。	障害者支援課

62	個人	電子	特に近年は外国人の流入も多くなり、日本語以外の言葉話す人や機会が増えている。同様の考え方で手話を使って会話することは自然な事だと思う。	2	条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、条例の趣旨を踏まえ、具体的な施策の推進に取り組んでまいります。	障害者支援課
63	個人	電子	骨子案に書かれていることは全て大切なことであり、迅速な実現を望む。	2	ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定に向けた取り組みを一層進めてまいります。	障害者支援課
64	個人	電子	手話を言語として使用している方々が、より母語に誇りを持ちながら過ごしていけること、そして、当たり前の人として、大切に思われながら過ごしていけることを願う。 想いを伝えたり、自分の心の中を言葉にするとき、手話は声以上の何かを伝える力があると感じている。耳に個性があってもなくても、手話で不可欠な表情や振る舞い、そして想像力を少し取り入れてみるだけで、日常がとっても豊かなものになると思う。	2	条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、条例の趣旨を踏まえ、具体的な施策の推進に取り組んでまいります。	障害者支援課
65	個人	電子	共生社会の実現に向けて、案の通りにて手話言語条例の制定が望まれる。	2	ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定に向けた取り組みを一層進めてまいります。	障害者支援課
66	個人	電子	理念的には素晴らしい内容だと思った。ただ、聞こえない、聞こえにくい人の大多数は手話ができない。 そういう方々への配慮も必要である。情報アクセス条例、情報・コミュニケーション条例のようなものも今後検討してほしい。	7	ご指摘の事項につきましては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」及び関係法令等に基づき、対応してまいります。	障害者支援課
67	団体	電子	難聴者に対する配慮も重要である。日本語対応手話だけでなく、文字情報の提供や補聴器の利用支援など、多様なコミュニケーション手段を確保する施策を推進してほしい。 条例が、手話を必要とする人々が安心して生活できる社会の実現に寄与することを期待している。	7	ご指摘の事項につきましては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」及び関係法令等に基づき、対応してまいります。	障害者支援課

68	個人	電子	中途失聴者や難聴者の社会参加における障壁は、目黒区の手話言語条例だけでは解決しないと考えている。手話言語条例が、ろう者だけのためのものにならないようにすることが重要である。中途失聴者、難聴者、盲ろう者など、幅広い方々の社会参加や理解促進に寄与する条例となることを願う。	7	条例骨子案 1 目的、2 定義、3 基本理念でお示ししておりますとおり、手話に係る事項を定め、中途失聴者、難聴者、盲ろう者等の手話を必要とする方を含めた内容となっております。なお、その他のご指摘の事項につきましては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び関係法令等に基づき、対応してまいります。	障害者支援課
69	個人	電子	内容のことではないが、パブリックコメントの募集について、区報でも告知されていれば、もっと広く伝わったのではないかと思う。	7	条例骨子案に係るパブリックコメント募集につきましては、めぐろ区報 10 月 15 日号に記事を掲載しております。	障害者支援課
70	個人	電子	情報共有や意思疎通のためのコミュニケーションツールである言語は、健常者、障害者にかかわらず、私たちにとって必要不可欠なものである。手話言語条例が制定されることで、聴覚障害者の日常生活における不自由を感じる機会が減少していくはずである。より多くの方が安心して生活できる環境づくりの一環として、手話言語条例の制定を切に願っている。	2	ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定に向けた取り組みを一層進めてまいります。	障害者支援課
71	議会	書面	条例の施行に合わせ、条例制定の周知と、手話言語の理解促進のためのガイドラインも必要ではないか。	4	条例制定後の周知や啓発については、パンフレット等の配布、区公式ウェブサイト・区報への掲載等を想定しておりますが、ガイドラインを含めて、具体的な取り組みについては、検討してまいります。	障害者支援課